

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令申第二十七号

庁 中 一 般

公共職業安定所長

昭和二十三年十二月鳥取縣訓令申第二十六号鳥取縣國費所屬物品取扱細則の一部を次のように改正し公布の日から施行する。

昭和二十五年十二月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條を次のように改める。

鳥取縣において取扱う各省所管一般会計支弁に属する物品の出納保管については物品会計規則及び各省所管物品取扱規程その他別に定めがある場合の外この細則の定めるところによる。

昭和二十五年十二月一日 金曜日
第二千六百六十五号

本書ノハサハ國定規格A五判

第二條を次のように改める。

物品出納命令官を出納長及び資金前渡官吏の職にある者とし、物品会計官吏は副出納長をもつてこれに充てる。

労働部職業安定課、民生部保険課及び兒童課、衛生部医務課、教育委員会総務課及び公共職業安定所に分任物品会計官吏を置き、各課にあつては課長、公共職業安定所にあつては庶務課長をもつてこれにあてる。

前項の分任物品会計官吏はその所屬物品の出納保管の任にあたらなければならない。

第三條を次のように改める。

前條第二項に定める各課(所)に物品取扱主任一名を置く。

前項の物品取扱主任は、その課(所)の長がこれを命ずる。

第九條を次のように改める。

物品の交付を受けようとするときは、物品取扱主任は物品会計官吏若しくは分任物品会計官吏に物品出納命令官の検印を受けた第二号様式による物品請求書を差し出すものとする。

第十條に次の一項を加える。

前項の措置については、あらかじめ物品出納命令官の承認を受けなければならない。

第十一條を次のように改める。

職員の転免、その他の事由により不用又はき損となつた物品を返納しようとするときは、物品取扱主任は第三号様式による返納書を添え物品会計官吏若しくは所属分任物品会計官吏に差し出すものとする。

物品会計官吏及び分任物品会計官吏は前項の物品の返納を受けたときは、これを調査の上領收書を交付し、不用物品で売却又は棄却の必要があると認めたときは物品出納命令官に報告し、知事の決裁を得てこれを処分することができる。

第十九條 削除

第二号様式を次のように改める。

第二号様式 (用紙寸法日本標準規格B列六)

物品出納命令官		係		年 月 日	
物品会計官吏		係		物品出納簿登記済	
(分任物品会計官吏)					
物品請求書					
費目					
品	目	数	量		
摘要			納期 年 月 日		
請求		年 月 日			
領收		年 月 日			
課所物品取扱主任 氏 名 印					
(物品会計官吏) 殿					
(分任物品会計官吏)					

告示

鳥取縣告示第五百七十二号

鳥取縣畜牧場預託規程を次のように定める。

昭和二十五年十二月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣畜牧場預託規程

第一條 縣は家畜飼養の合理化とともに体型、資質の向上を図るため、この規程によつて家畜の預託放牧を行う。

第二條 預託放牧を行う家畜は牛、馬、緬羊、山羊とする。但し牡については次のものを除く。

- 一、生後十箇月以上の牛で去勢していないもの
- 二、明二才以上の馬で去勢していないもの
- 三、緬羊、山羊で去勢していないもの

第三條 預託放牧する家畜は次の条件を具備しなければならぬ。

- 一、體質が強健で悪癖、疾病のないもの
- 二、農業共済保険に加入しているもの

第四條 家畜を預託放牧しようとする者は、毎年五月末日までに別記様式一による預託放牧願を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

但し場合により期限経過後でも出願することができる。

第五條 預託放牧出願の家畜に対しては、別に定める期日及び場所において所定の健康検査を行い、その検査に合格した家畜に対しては別記様式二の預託承認証を交付する。

第六條 前條によつて預託の承認を受けた者は、指定の期日に当該家畜を牧場にびきつけるものとする。この場合預託承認証を係員に提示しなければならない。

第七條 預託放牧の期間は毎年六月十五日から十月十五日までとする。但し場によつて期間を変更することができる。

第八條 預託者がその家畜の預託放牧期間を変更しようとするときは、別記様式三による預託放牧期間変更願を提出し知事の承認を待たなければならない。知事は前項について承認したときは別記様式四による

預託放牧期間変更承認証を交付する。

第九條 預託者はその家畜の預託放牧期限満了と同時に預託承認証と引換えにその家畜を引取らなければならない。

預託放牧期限が経過してもその家畜を引取らないときは、その後必要とした一切の費用は預託者の負担とする。

第十條 預託放牧中の家畜を他人に譲渡した場合は、譲受人は譲渡人と連署でその旨を知事に届け出て預託承認証の書換えを受けなければならない。この場合その家畜の預託承認証を添付するものとする。

第十一條 預託放牧家畜の保護上必要と認めるときは適當の処置をなし、その処置につき預託者に所要の指示をすることができる。

第十二條 預託放牧中の家畜で種付を希望する者については、人工授精による種付を実施する。

第十三條 預託放牧中の家畜に対し増飼を希望する者は、その増飼に要する経費を負担しなければならない。

第十四條 預託家畜の搬出、搬入に要する費用は預託者

の負担とする。

第十五條 預託家畜に預託期間中疾病又は不慮の事故が生じたときは適當な治療を施す。この場合その原因が牧場にあると認められる場合を除き多額の治療費を要したときは預託者においてこれを負担しなければならない。

附 則

この規程は公布の日から施行する。
昭和二十四年五月鳥取縣告示第二千六百六十五号鳥取縣管牧場預託規程は廢止する。

様式一

預 託 放 牧 願

受付番号	畜種	種類	入牧予定日	年月日	種付希望の有無	給与希望飼料名	給与量
	名称		中途案下期間	年月日	希望種牡名		
性 別	生年月日	産 地	退牧予定日	年月日	最近発情月日	給与希望飼料名	給与量
			放牧の経験	年月日	年月日		
摘 要			前年の放牧期間	自 年 月 日	濃厚飼料給与の要否		
			前年の放牧期間	自 年 月 日			

右鳥取縣管牧場預託規程を遵守し預託放牧したいので承認されたく御願します。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

印

鳥取縣知事 西尾愛治殿

様式二

預託承認証

特 徴	産 地	生 年 月 日	性 別	名 稱	種 類	畜 種	入 牧 月 日	昭 和	年	月	日
						退 牧 月 日	昭 和	年	月	日	
中途索下期間						自	昭 和	年	月	日	
預託放牧料金並びに飼料代金						同上納入期限					
給 与 飼 料 の 種 類 及 び 量	放 牧 日 数	預 託 放 牧 料 代 金	飼 料 代 金	摘要							
				昭 和 年 月 日							

右家畜を鳥取縣管牧場預託規程により預託放牧することを承認する。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

〇〇〇〇殿

様式三

預託放牧期間変更願

生 年 月 日	性 別	名 稱	種 類	畜 種	預 託 承 認 番 号	預 託 放 牧 番 号	預 期 入 牧 日	昭 和	年	月	日
					退 牧 日	昭 和	年	月	日		
摘要				預託放牧期間変更理由		中途索下期間		自		昭 和 年 月 日	
						中途索下期間		自		昭 和 年 月 日	

右のとおり預託放牧期間を変更したので承認されたく御願します。

昭和 年 月 日

住所

氏名

印

鳥取縣知事 西尾 愛 治 殿

00673

00675

様式四

預託放牧期間変更承認証

預託放牧番号	預託承認番号	畜種	種類	名称	性別	生年月日	備考
預託放牧期間	放牧日数	同上放牧料金	同上納入期日	入牧月日	退牧月日	中途索下自昭至昭和年月日	

右のとおり預託放牧期間を変更することを承認する。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

〇 〇 〇 〇 殿

〇鳥取縣告示第五百七十三号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十五年十二月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

- 鳥取縣知事登録 (3) 第一八六号 昭和二十五年九月二十日 中 村 組 岩美郡倉田村馬場二一〇 中村伊佐吉
- 同 第一八七号 同九月二十八日 原 田 組 米子市灘町三丁目八 原田 賢一
- 同 第一八八号 同十月十日 鳥取パラス株式会社 鳥取市川外大工町四二 取締役社長 涌島 義博
- 同 第一八九号 同十月十日 太陽興業有限会社 西伯郡境町松ヶ枝町八 取締役社長 舟越 常雄
- 同 第一九〇号 同十月十二日 山 根 組 米子市日野町六七 山根 末市
- 同 第一九一号 同十月十六日 水 口 組 鳥取市西品治町五八三 水口 鹿男
- 同 第一九二号 同十月十八日 長 砂 組 同 吉方町一九二 長砂信太郎
- 同 第一九三号 同十月三十日 柳 沢 組 同 鹿野町三四 柳沢馨四郎

〇鳥取縣告示第五百七十四号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

00676

00677

昭和二十五年十二月一日

鳥取縣知事

西尾愛治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録
(S)第一三二一号

昭和二十四年
十二月二十二日

中村土建工業社

元 東伯郡倉吉町字東仲町二六〇八
改同 住吉町二八

中村 優

◇鳥取縣告示第五百七十六号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡東郷松崎村議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年十二月一日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

昭和二十五年十二月一日から

同 年十二月四日まで

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第十五号

昭和二十三年十一月一日鳥取縣教育委員會規則第一号鳥取縣教育委員會規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十二月一日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

鳥取縣教育委員會々議規則中改正規則

第三十條および第三十一條を次のように改正する。

第三十條 委員會は必要と認められた時自由討議のため協議会を開くことができる。

第三十一條 協議会は委員全部をもつて組織し必要に応

00678

公 告

二級建築士選考公告

ご関係者の出席を求めてその意見をきくことができる。

この選考は建築士法附則第三項の規定によつて法施行時の経過措置して二級建築士試験に代えて行われるものです。詳細は建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）同法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）同法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）及び建築士選考基準（昭和二十五年建設省告示第一一六三号）を参照して下さい。なお不明の点は鳥取縣土木部建築課に問い合せ下さい。（通信によられる場合は、返信料を添えた宛先明記の封筒又は葉書を必らず同封して下さい）

第一選考申請資格

二級建築士の選考資格のある者は、昭和二十六年三月三十一日において次の各号の一に該当する者です。
一、旧大学令による大学において正規の建築又は土木

に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者。

二、旧専門学校令による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者。

三、旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して五年以上の実務の経験を有する者。

四、前各号に掲げる学校に同等以上又はこれに準ずる学校において建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関してそれ／＼前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者。

五、建築に関して十年以上の実務の経験を有する者。

備考

(1) これらの各号にいう建築に関する実務の経験には、單なる寫図工若しくは勞務者としての経験又は單なる庶務、會計その他これらに類する事務に関する経験を含まれません。

00679

(2) 第四号にいう専門学校に準ずる学校とは、旧中等学校令による中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限二年以上のもの又はこれと同等以上のものをいひ、中等学校に準ずる学校とは、小学校卒業したことを入学資格とする修業年限三年以上のもの、高等小学校を卒業したことを入学資格とする、修業年限二年以上のもの、旧中等学校令による中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限一年以上のもの又はこれらと同等以上のものをいひます。

第二申請手続

1、申請受付期間

申請の受付期間は

第一回「昭和二十五年十二月十六日から昭和二十六年一月十五日まで」

第二回「昭和二十六年四月十日から昭和二十六年四月三十日まで」

です。昭和二十六年一月十五日までに選考資格のある者は、できるだけ第一回のときに申請して下さい。

2、申請の方法

(1) 申請関係用紙の請求先

申請関係用紙は、縣建築課及び米子、倉吉、根雨、那家土木出張所において差し上げます。(郵便で請求されるときは表に「二級建築士選考申請用紙請求」と朱書し、返信料を添えた宛先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい)

(2) 申請関係用紙と申請書類の提出

申請関係用紙は、二級建築士選考申請書、業務経歴書、整理票の三種です。これらの用紙に必要事項を記入して、住所地又は勤務先の所在地の縣建築課又は土木出張所(鳥取を除く)に提出して下さい。

この際次の書類を必ず添えて下さい。(申請書を郵送の場合には、表に「二級建築士選考申請」と朱書し、審査表(受付証に代るものです)を送付するための返信料を添えた宛先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。)

00689

添付書類

一、第一の選考申請資格のところの第一号から第四号までの各号の一に該当する者については、その学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合には、その学校を卒業したことを証するに足る二人以上の署名のある書類)

二、建築技術に関する検定又は資格試験に合格した者又は選科生又は聴講生として建築又は土木に関する課程を修めた者については、その旨を証する証明書(その証明書が得られない正当な事由がある場合には、その旨を証するに足る二人以上の署名のある書類)

備考

(1) 考査票の寫眞添付欄には、考査を行う通知を受けたものだけが、寫眞を添付することになります。従つて、最近、脱帽し正面から上半身を寫した寫眞で、縦五・五センチメートル、横四センチ

メートルのものを適当に準備して置いて、考査を行う通知を受けたときに、はつて考査場に持参して下さい。考査は、寫眞がないと受けられません。

(2) 選考の審査にあつて、更に必要な証明書を求めることがあります。

(注意)

申請後住所、連絡先等に変更があつた場合には、直ちに縣土木部建築課へ連絡して下さい。

3、受付

縣土木部建築課で受けつけたときに、受付番号と係員の印をおした考査票を受付証に代えて渡します。この考査票は、考査を受けるときに必要なものですから大切に保管しておいて下さい。

第三合格等の通知と発表

(選考の方法)

二級建築士の選考に当つては、建築士選考基準に従つて二級士建築士選考申請書及び業務経歴書の記載によつて審査します。この審査によつて、二級建築士とし

縣公報で公告します。

てふさわしい知識及び技能を有すると判定された者は、
選考に合格します。この審査によつて、判定できない
者には審査を行つてその成績を考慮して判定します。

1、選考の結果の通知

審査を行わない者にはその旨を、審査を行う者には
審査の実施期日と審査場を直接本人に通知します。

この通知は、第一回の受付をした分については、概
ね三月下旬頃までに、第二回の分については概ね六
月中旬頃までに行う予定である。

2、審査の場所と期日

審査を行う場所は鳥取市です。

審査の期日は第一回の受付をした分については概ね
三月中旬頃、第二回の受付をした分については概ね
六月下旬頃の予定です。はつきりした期日と審査場
は本人に通知するほか鳥取縣公報で公告します。

3、合格の通知及び公告

二級建築士の選考(審査を附加した場合を含む)に
合格した者は、その旨を本人に通知すると共に鳥取

昭和二十五年十二月一日印刷

昭和二十五年十二月一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

発行所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷所

印刷所

印刷所